

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅 の耐震化工事に要する費用の一部を補助します！

本事業は、木造住宅の耐震性を確保することにより、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を目的として、耐震診断の結果、耐震基準に適合していないと診断された住宅の耐震化工事に要する費用の一部を補助するもの。

募集件数
募集期間

1 件

令和 6 年

6月24日(月)～7月31日(水)

※申込者が多数の場合は抽選

※耐震改修工事以外の費用、補強計画の作成及び耐震補強設計の費用については補助対象外。

補助対象工事

一般耐震改修工事

簡易耐震改修工事

部分耐震改修工事

現地建替工事

補助金の額

耐震改修工事費の80%
又は上限100万円

耐震改修工事費の80%
又は上限60万円

耐震改修工事費の80%
又は上限60万円

耐震改修工事費相当額の
80%又は上限100万円

※現地建替工事は避難路沿道に存する住宅に限る。

(避難路沿道:いわき市耐震改修促進計画に位置付けされた
避難路の沿道をいう。)

1 補助要件

補助対象者は、次の条件を満たす戸建て木造住宅の所有者等(所有者、賃借者、購入予定者)で、市税を滞納していない方

(1) 所有者等が自ら居住する住宅(店舗等の用に供する部分の床面積が+延べ面積の2分の1未満のものを含む。)

(2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手した 3 階建て以下の木造住宅

(3) 所定の耐震診断を行い、耐震基準に適合していないものと診断された住宅

※市の耐震診断者派遣事業による耐震診断によらず、所有者自らが耐震診断を行った場合にはお問合せ下さい。

(4) 補助金の交付を決定する年度内に、耐震化工事が完了し、居住を開始する住宅。

(5) 建築基準関係法令に違反していない住宅

(6) この事業のほか、他の耐震改修による補助金の交付を受けたことがない住宅

重 要 申請者が申請前にあらかじめ建築士(福島県木造住宅耐震診断者名簿に登録された建築士)に補強計画の作成及び耐震補強設計を依頼し、工事施工者の選定と工事費の算定を行ってください。なお、補助金の交付決定前に工事契約及び工事着手した場合には補助対象外。

2 申請に必要な書類

- (1) 補助金等交付申請書(第 1 号様式)
- (2) 市税等納税証明書(指定様式) ※1～3
- (3) 住宅の耐震診断結果の報告書の写し
- (4) 対象住宅の所有者を証する書類(登記事項証明書等)
- (5) 耐震化工事に要する経費が分かる見積書等の写し
- (6) 売買契約書の写し ※購入予定者の場合に限り。
- (7) 所有者等が自ら居住していること又は居住する予定であることを証する書類(住民票、同意書等)
- (8) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したことが分かる書類(建物登記簿謄本、検査済証の写し等)
- (9) 同意書(対象住宅所有者から耐震化工事実施の同意を得たことを証するもの) ※賃借者又は購入予定者の場合に限り。
- (10) 同意書(指定様式)
- (11) 口座振替依頼書(債権者登録申請書)
- (12) 次に掲げる耐震化工事に関する図書

【耐震改修工事の場合】

- ア 対象住宅及び工事の概要(別記様式(第7条関係))
- イ 案内図、配置図及び平面図(平面図は耐震改修工事の施工前、施工後のものとする。)
- ウ 耐震改修計画その他の耐震改修工事の方法を示す図書
- エ 耐震改修後の耐震診断の総合評価書(建築士の記名のあるものに限る。)

【現地建替工事の場合】

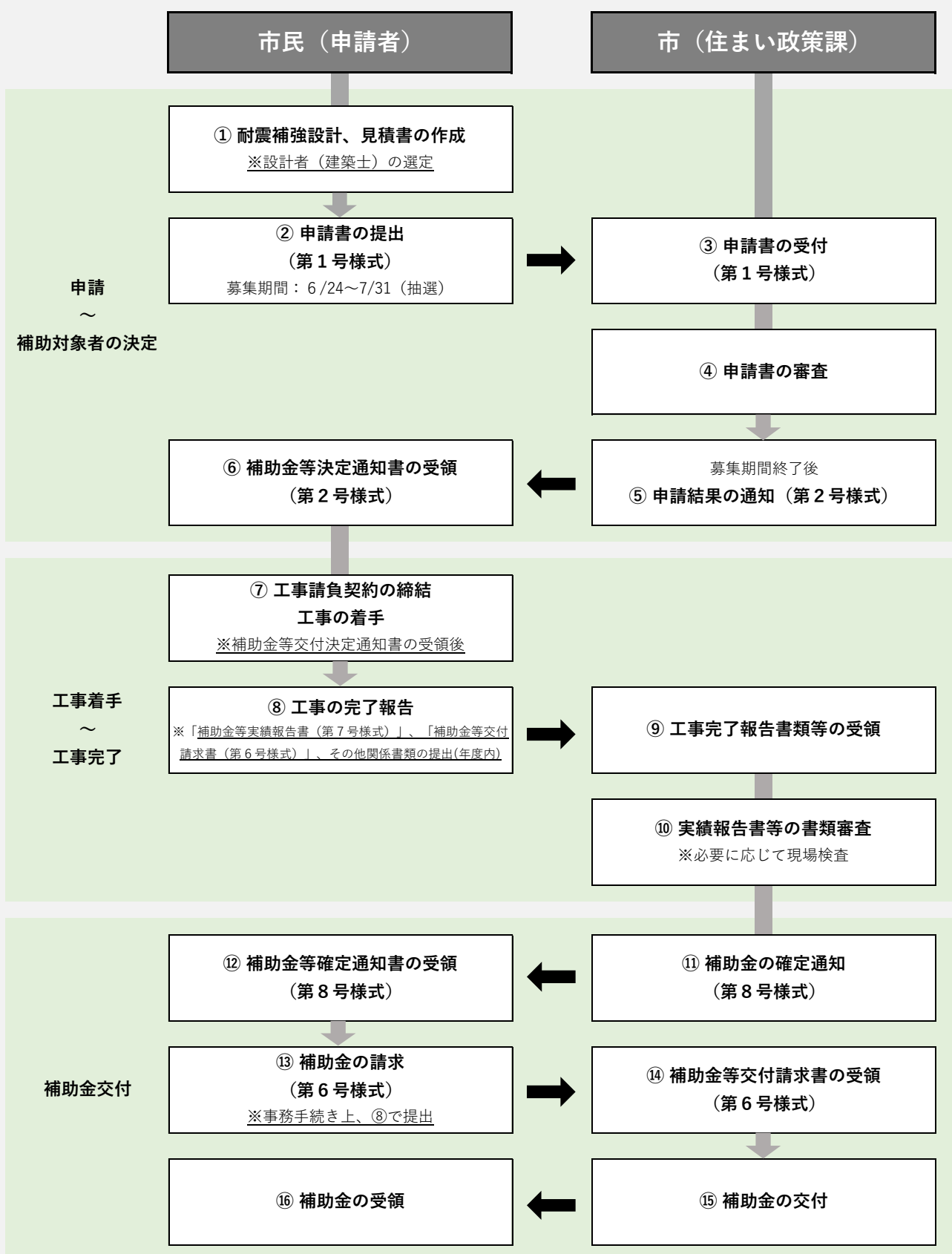
- ア 対象住宅及び工事の概要(別記様式(第7条関係))
- イ 案内図、配置図及び平面図(配置図及び平面図は、現地建替工事の施工前、施工後のものとする。)
- ウ 確認済証の写し又は設計者による建築基準関係法令に定める基準に適合するものであることを確認できる書類(建築士の記名のあるものに限る。)
- エ 対象住宅が省エネ基準に適合することを確認できる書類

※1 申請者のものを提出

※2 発行日が本事業への申請日から 30 日以内のものを提出

※3 納税証明書を市に交付請求する際には、本人確認書類(運転免許証等)の提出が必要

3 手続きの流れ



お問い合わせ先
（申込書類提出先）

いわき市 都市建設部 住まい政策課（市役所6階）
〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地
TEL:0246-22-1178 FAX:0246-22-1291



※ 必要書類を揃えて、募集期間内（土日祝日を除く）に、住まい政策課（市役所6階）に郵送又は持参にて提出願います。（郵送の場合は令和6年7月31日（水）必着）